

足立区こども計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区こども計画審議会条例（令和6年足立区条例第24号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、足立区こども計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区議会議員 4名以内
- (2) 区内に在住し、在勤し、又は在学する者 4名以内
- (3) 区内で活動する有識者 4名以内
- (4) 学識経験者 4名以内
- (5) 区職員 2名

2 前項第2号に掲げる区内に在住し、在勤し、又は在学する者は、公募とする。

(関係者の意見聴取)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者の意見を聴き、又は助言を求めることができる。

2 前項の規定による学識経験者その他の関係者の招集は、会長が行う。

(説明員の出席要求)

第4条 会長は、区職員に対し、事案に関し説明させ、又は意見を述べさせるため、審議会への出席を求めることができる。

(表決)

第5条 審議会の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 条例第8条の規定による審議会の公開の方法、手続その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策経営部あだち未来支援室長付子どもの貧困対策・若年者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、令和6年6月28日から施行する。